

平成28年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 9 号	平成28年度宝塚市病院事業会計予算	可決 (全員一致)	3 月 4 日
議案第 2 7 号	宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第 2 8 号	宝塚市学校給食の実施に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 9 号	宝塚市学校給食費調整基金条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 5 6 号	平成27年度宝塚市病院事業会計補正予算（第3号）	可決 (全員一致)	
議案第 5 8 号	平成27年度宝塚市病院事業会計補正予算（第4号）	可決 (全員一致)	
請願第 9 号	放課後児童クラブにおける子どもの安心・安全な環境整備に関する請願	採択 (全員一致)	

審査の状況

① 平成28年3月1日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○浅谷 亜紀 井上 聖 北野 聡子
北山 照昭 田中 こう 富川 晃太郎 若江 まさし

② 平成28年3月4日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○浅谷 亜紀 井上 聖 北野 聡子
北山 照昭 田中 こう 富川 晃太郎 若江 まさし

③ 平成28年3月24日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○浅谷 亜紀 井上 聖 北野 聡子
田中 こう 富川 晃太郎 若江 まさし
・欠席委員 北山 照昭

(◎は委員長、○は副委員長)

平成28年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第19号 平成28年度宝塚市病院事業会計予算

議案の概要

平成28年度病院事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。

（平成28年度予算の概要）

外来患者数	延べ22万3,371人（前年度比 432人減） 1日当たり919人（前年度比 1日当たり2人減） 前年度当初予算比 0.2%減
入院患者数	延べ12万9,575人（前年度比 3,305人増） 1日当たりでは355人（前年度比 1日当たり10人増） 前年度当初予算比 2.6%増
病床利用率	81.4%（前年度当初予算比 4ポイント増）
収益的収支	収入総額 114億9,444万6千円 支出総額 114億9,064万円 収支差引 380万6千円の黒字 （前年度比 3億4,858万6千円減）
資本的収支	収入総額 19億5,875万6千円 支出総額 28億6,789万9千円 内訳 建設改良費 19億785万4千円 償還金 6億7,791万7千円 退職手当組合負担金 2億8,212万8千円 収支差引 9億914万3千円の不足 当年度分損益勘定留保資金、長期借入金で補てん

○主な建設改良費

- ・施設改修事業 7億1,544万円

放射線治療棟建設工事や大規模改修工事、既存不適格等改修工事及び無菌室整備事業を予定

- ・医療機器等購入 11億3,330万円

放射線治療装置や医療機器整備事業及び医療情報システムの更新を予定

論点 1 病院事業の収支見込について

<質疑の概要>

問1 健全化指標の中の項目で、資金不足比率とあるが、分母と分子は何か。現状は、短期的な資金不足と考えてよいのか。

答 1 分母は医業収益、分子は流動資産から流動負債を引いた資金不足額である。現状は、そのとおりである。

問 2 平成 27 年 7 月に 3 階東病棟に救急医療センターを開設し、11 月から軌道に乗ったとのことだが、その効果を新年度予算にどう反映しているか。3 階東病棟の収支は。

答 2 3 階東病棟は緊急入院の入口部分として多くの患者に貢献しているが、単独ではとらえていない。一般病棟の通常の予定入院患者を受け入れやすくする相乗効果で、11 月以降入院患者が増加しており、収益は前年度比約 1 億円向上している。それを踏まえた 1 月分の収支を基準に新年度予算を組んでいる。

問 3 中期事業計画 2014 に掲げた平成 27 年度の収支目標は 5 億 600 万円の黒字であったが、今回の見込みでは 1 億 9,340 万円余の赤字となっており、差引約 7 億円のマイナスであるが、その要因は。

答 3 平成 26 年度決算時に説明したとおり、診療面では呼吸器内科の医師が不足し、また形成外科の医師が交代したことで外科の手術に影響し、5 億から 6 億の入院収益の減となった。また、27 年度の繰入額も減り、人件費では雇用保険の一元化や、4 月から 3 階東病棟の職員確保をしたものの本格稼働は 11 月からとなり、この間の人件費負担が必要となったことなどを合わせ、現状に至っている。

問 4 新しい改革プランを策定する場合、国からの地方交付税措置があるとのことだが、新改革プラン策定の予定は。また、平成 24 年度、25 年度に比べて、26 年度、27 年度の一般会計からの繰入金が減った要因は。

答 4 新改革プランは平成 28 年度に策定に取りかかり、同年度中に策定完了する予定。また、平成 25 年度までの改革プラン内においては、一般会計からの支援として、収益部分を控除せず繰り入れを行っていたことと、平成 26 年度の職員給与削減により国の交付税が減ったことでその分一般会計からの繰入も削減されたことから繰入金も減少した。

問 5 平成 28 年度からの行財政運営に関する重点取組項目では、病院事業会計補助金として 2 億 5,900 万円計上されているが、平成 28 年度病院事業予算の中の繰入金 14 億円余の中に含まれているのか。

答 5 病院事業会計の平成 28 年度予算にはまだ反映していない。重点取組により財源不足解消を目指すのが、行革で財源確保のめどが立ったのち、補助金を措置し、その際は補正予算対応となる。

問 6 2016 年度診療報酬改定の影響は。

答 6 2016年度の診療報酬改定は、診療報酬本体が0.49%増、薬価が1.33%減で、合計0.84%減と、厳しい改定率と聞いている。改定の通知は本日出るため、28年度予算には反映していない。

問 7 予定貸借対照表を見ると、平成28年3月31日の状況は、平成27年度当初予算時のものより平成28年度当初予算時の想定のほうが流動負債がふえ、固定負債が減っている。長期借入が多く、短期借入が少ないほうが資金回りがよいと思うが、資金繰りが悪化したということか。また、流動資産より流動負債がふえている。資金繰りはどうなのか。

答 7 平成28年度予算の想定は、補正予算や平成26年度決算状況を反映しており、下振れした平成26年度決算の影響でその分負債がふえている。仮に前払退職手当組合負担金の19億円がなければ、負債の一時借入金7億5千万円も消せるが、負担金が毎年2億円から3億円増加していくため、流動比率が悪化する原因となる。

問 8 銀行から一時借入をすると金利が高い。他市の公立病院は一時借入をしていないところも多く、市とも相談し、高い金利で一時借入することをやめる努力をしたか。

答 8 市中銀行からではなく、市のグループファイナンスで資金融通すべきなのはそのとおりであるが、土地開発公社も約60億円の負債を抱えており、財政調整基金からも同公社に融通しているため、病院に集中して資金を融通するのは難しい。その中で、今回平成27年度補正予算で5億5千万円の長期貸付を提案している。

問 9 放射線治療装置導入の収支シミュレーションでは五、六年後に黒字化となっているが、機器の耐用年数もあり、更新も考えればやはり苦しい。阪神北圏域において、市立病院ががん治療を行う意味、効果は。

答 9 導入の経緯について、市内にがん治療を行う施設がないのは問題だという医師会からの声もあった。また、学会が放射線治療を受ける患者の人数を出しているが、人口10万人あたり285人、また市立病院が放射線治療を導入したとして、阪神南北圏域で1施設あたり473人の患者が放射線治療を必要としている。これは大きなニーズであり、放射線治療は毎日照射が必要であるため市民のメリットも大きい。

問 10 平成27年度に長期修繕計画の期間が終了し、平成28年度からの保全計画を立てているが、その中で早急に修繕実施が必要であるとされた緊急度1の項目がたくさんある。年度毎の保全費用はどうやって算出したのか。その部分については、平成28年度予算にどの程度反映しているか。

答 10 資料提出した保全計画に挙がっているのは概要で、それぞれ細かく積算した

ものは別にある。全体保全概算費用を総括し、緊急度1について平成28年度は1億4,700万円と試算しているが、これは平成28年度予算に計上している。

問11 伊丹市は県に対し、県立病院の設置を要望している。市立病院は設立して30年経ち、保全計画は今後20年補修のうえやっていくという考えだろうが、50年経った後の次の計画は。これから人口もどんどん減り、この先伊丹と宝塚が協力するとか県広域で病院をとという考え方もある。宝塚ももっと県に要望するべきでは。

答11 阪神南ばかり県立病院が充実しているので、県には以前から阪神北にも県立病院をとという意見は伝えている。国の地域医療構想も進んでおり、地域包括ケアシステムも含めてこの地域をどういうふうにしていくかという話は出てきているので、宝塚は自分の立場を主張してやっていこうという意識はある。

問12 放射線治療も始まることもあり、もっと市立病院の情報を市民向けに発信すべき。安心して受診するためにも広報はとても大事。市内の医療機関に置いている市立病院の広報紙(すみれHeart.ねっと)は医療機関向けだが分かりやすい。市民にも分かりやすく、市立病院として独自にお知らせするなどできないか。

答12 市の広報誌では定期的にテーマを決めて、病院の中を知っていただく工夫はしているが、それだけではまだ不十分とは感じる。市立病院クラスの他の病院の市民向けの広報の実態をつかみ、検討していきたい。

論 点 2 医療体制について

<質疑の概要>

問1 救急体制も充実し、多くの患者が来ているが、受付はうまくいっているのか。市民からの電話による問い合わせは救急受付事務職員が対応するとしているが、他院受診を勧められたり、三、四時間待ちもある。救急の際はそんなに待てない。受付時に振り分けする専門の医師や看護師が必要なのでは。

答1 原則、夜間は保安室に電話が入り、看護師につなぐことになっている。3階東病棟を開設してから救急車の搬送がふえており、現場は忙しく対応しきれていないこともある。救急の委員会も定期的に開いており、見直しの検討をしていく。

問2 予算書上の医師数に80人とあるが、これはどういった医師数か。常勤の医師数であろうが、応援医師等はどれくらいいるのか。

答2 医師数は1月にたてた予算上の数字であり、その後大学の人事等もあるので最終の数とは少し違う。応援医師は、定期的に毎週外来診察される方や、特定の手術のためにスポット的に入る方などさまざまで、延べ人数では90人程度である。

問3 定員適正化計画では必要な医師数は88人で、予算上80人ということは8人は

医師不足ということか。医師獲得に向けた対策は。

答 3 医師の確保は難しいが、呼吸器内科医 2 人、病理医 1 人、4 月には外科医 1 人、整形外科医 1 人、集中治療室の専門医 1 人と、適正数と現員の差は少しずつ埋まりつつある。関連大学との折衝を定期的に行うとともに、医師紹介業者に依頼したり、ホームページにも募集を掲載し、医師確保に向け努めている。

問 4 応援医師では受診の度に医師が違うといったこともあり、患者と病院との信頼関係が築けない。信頼関係を上げていけるような体制が望ましいのでは。また、地域医療支援病院として、紹介率及び逆紹介率の 28 年度の目標は。

答 4 初診専任の医師がいて、再診の際は別の医師というのは、特に外来患者の多い診療科に多い。初診の診断内容はカルテできちっと引き継ぎしており、医師同士で患者の把握ができています。同じ医師がずっと診察するのは、仕組み上難しい。

紹介率及び逆紹介率の目標はそれぞれ 60%、80%で、紹介率についてはあと一步の 57、58%まで来ており、また逆紹介率は 90%を超えていることから、地域医療支援病院の役割を果たせていると考えています。

問 5 紹介、逆紹介で市立病院にかかる患者がふえれば、駐車場の問題もあり、バスルートの確保など今後公共交通関係を充実させていかなければいけないと思うが。市の公共施設を回るようなシャトルバスの考えはあるのか。

答 5 宝塚駅から市立病院への直接のバス路線のルートが不足していることは真摯に受け止めている。シャトルバスの運行やロータリーの使い方の問題もまさしく検討中である。

問 6 放射線治療棟の図面を見ると、思っていたより大きいですが、今までとどう変わるのか。ロータリー部分が狭く、バス・タクシーや介護用の車など大変混雑する。事故のもとにならないか心配だが。

答 6 リニアック棟は外来棟の正面、駐輪場のところに建つ。駐輪場は東門のほうへ移設している。障がい者用の駐車場は 3 台あったが、リニアック棟の前に移設して 4 台確保している。ロータリーの混雑は十分認識しており、リニアック棟の南側の消防用通路も活用し、ひさしの改造等を含め調整中である。

問 7 宝塚市立病院は中国自動車道の近くにあるが、高速道路での交通事故や広域の災害対応などに対して、どういう体制になっているか。また、災害時、通常の救急医療にも対応できる備えはあるのか。

答 7 阪神北圏域の災害拠点病院として大事故や大災害にも対応することになるが、高度急性期にあたる場合は大学病院等へ搬送する仕組みもできており現時点では 2 次救急医療病院であるが、2.5 次救急までは対応している。また災害情報システ

ムのネットワークを運用し、月二、三回は受入可能かどうかの情報を返している。防災マニュアルも整備し、年1回トリアージ訓練を各消防本部や阪神北泉民局と連携して行い、年々エリアで速やかに対応できるようになってきている。

問8 医療ミス防止のための継続的な取り組みは。ミスを起こさないようにするためにも労務管理を今後ともきちんとしてほしいが。

答8 医療安全管理委員会やその下に各リスクマネジメント委員会を設置している。また、定期的に全職種対象に研修を行い、医療器具の使い方等についても研修して、くり返し医療ミスを起こさないため常日頃取り組んでおり、今後も継続していく。

問9 診療報酬改定による影響で、7対1病床の削減が大きな柱となっているが、市立病院の現状と今後は。

答9 今回の改定で7対1看護基準の重症患者の割合が15%から25%に上がっており厳しい状況だが、急性期病院は考慮されており、現状は17%から18%程度だが、なんとか25%を維持できそうである。

問10 25%まで上げると、軽症者の追い出しを進めざるを得ないのではないかと。また救急受入を強めて軽症者が多い場合、重症患者基準に影響するのでは。

答10 救急受入については加算があり、市立病院としては有利に働いているので、現状の受け入れを行っていけば、危惧されているような状況は起こらないと考える。7対1看護基準を堅持するためどう取り組むのか、シミュレーションはしていく。

問11 救急患者をどんどん受け入れていくと、患者の収入状況もさまざまであり、患者総合サポートセンターの構築がこれから力を発揮していくと思うが、人員はどれくらい拡充されるのか。

答11 現在は各部署で入院受付や医療福祉相談、地域医療連携を行っているが、それらを総合的に実施していくよう運営方法を見直し、基本的には今のスタッフで対応していく。その際専門職の能力を生かす観点で、患者情報の入力など事務でサポートができる部分があれば、業務の見直しも進める。

論点3 障害者差別解消法等の施行に伴う体制づくりについて

<質疑の概要>

問1 地域包括ケアシステムの中での病院の取り組みとして、宝塚市7病院地域連携連絡会や宝塚市地域包括ケアシステム研究会(3つの若葉を育てる会)というのがあるが、どこが主導しているのか。対象としているのは高齢者問題だけか。

答 1 7 病院地域連携連絡会は市立病院の地域医療連携部が事務局で、その中には市の健康福祉部担当室長と課長も入り、高齢者の介護・福祉の連携以外でも、各病院が抱える問題や障がいのある方の今後の問題などについても議論できる素地がある。また、地域包括ケアシステム研究会は市保健福祉サービス公社内に事務局を置き、具体的な取り組みを定型的に行っている。

問 2 小児医療連携拠点事業の取り組みは、以前提案してから 2 年経っているが、どこまで進んだか。地域医療連携は高齢者の問題だけを考えるものではないのでは。

答 2 7 病院地域連携連絡会は昨年 1 月から協議が始まっており、会を重ねるごとにいろいろな議論ができる状況は整っているため、市とも十分相談しその中で小児医療連携の取り組みも検討する余地がある。

問 3 平成 28 年 4 月 1 日から、医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるよう自治体における保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする法律が施行される。西宮市では重度心身障害児者地域生活モデル事業を実施するなど、阪神南地域では取り組まれているのに、阪神北地域はできていない。障がい者の地域生活支援は優先して取り組むべきと思うが、どこが主体となつてするのか。

答 3 地域包括ケアシステムの取り組みは介護保険法、医療法を中心とした体制であり、どうしても高齢者が中心となる。高齢者急増による病院不足に対応するため、全国でみとりを含めた在宅医療充実に取り組まれているが、若年者について国は触れていない。65 歳未満の在宅医療の体制をつくるため今議論しており、今中心は高齢福祉課・介護保険課だがそこへ障害福祉課も入れて体制を構築していく。

問 4 障害者差別解消法施行に向けた病院の体制づくりとして、医療関係者向けガイドラインに、働いている障がいをもつ人への対応と障がいをもつ患者への対応について書かれているが、市立病院は職員数 626 人中、障がい者は 3 人。雇用率としてはどうか。また、最初の相談窓口は患者総合相談室となっているが、閉鎖されていて入りにくいのでは。

答 4 雇用率については平成 24 年度から労働局の特定認定を受け、市長部局と同一機関と見なされ、平成 27 年 6 月 1 日では 2.54%となっている。雇用環境の改善等の相談や申し出は所属長もしくは、総務事務を担当する経営統括部次長が相談窓口になる。患者の相談窓口は、外来入口を入ったところに職員を配置しており、職員が相談に応じる。

問 5 合理的配慮の具体的な対応の事例集を学習材料として活用し、協働のまちづくりの面からも、また本当に必要な人が医療を受けられるよう、早く対応を。

答 5 合理的配慮について、障害福祉課とも連携し、研修を行う予定であり、各職員

への周知について引き続き徹底していく。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第27号 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平成28年度の国民健康保険税の税額などを改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

（改正の内容）

- ・基礎課税分：所得割税率について現行6.4%を6.8%に
 平等割額について現行21,100円を21,600円に
 均等割額について現行24,500円を25,500円に
- ・後期高齢者支援金等課税分：所得割税率について現行2.4%を2.7%に
 平等割額について現行6,400円を7,300円に
 均等割額について現行8,900円を10,300円に
- ・介護納付金課税分：所得割税率について現行2.6%を3.1%に
 平等割額について現行5,300円を7,000円に
 均等割額について現行10,100円を13,700円に

論 点 1 国保会計の健全化について

<質疑の概要>

問1 国保会計は将来においても赤字見込みであり、歳出抑制の努力をしないと健全化とはいえない。医療費抑制のための市の取り組みは。

答1 県下41市町のうち、平成26年度の宝塚市の一人当たりの医療費は34位で低いほうであるが、毎年約3%ずつ伸びている。歳出抑制のため、データヘルス計画を策定し、今の宝塚の医療の実情を分析し、最適な施策を打ち出している。新規に生活習慣病重症化予防事業として、糖尿病性腎症が重症化する前に保健指導を行うことで、年間500～600万円が必要となる人工透析治療が予防され、また重複・頻回受診者訪問保健指導事業を行うことで直接医療費の適正化につながる。

問2 国民健康保険税率は、阪神間8市の平均が12.75%の中、宝塚は11.40%で低いほうであり今回の税率改定もやむを得ないかもしれないが、平成28年度の現年度分収納率の目標は90.9%ということでこれも県平均より低い。1%違えば約5千万円違ってくるので、努力してほしいが今後どのように取り組むのか。

答2 収納率向上に向けては、税を通知する7月に休日納税相談を行い、またコールセンターの委託において休日の納税案内を月2回から3回に拡充することとして予算計上している。平成27年10月からはペイジーも導入し口座振替促進に努めており、利便性も向上させていく。

問3 宝塚市の現年度の収納率は90.53%で、平成30年度広域化に際し、市が県に納める納付金のために必要な標準保険料率(90%)を、下回らないようにしないとイケない。現年度の赤字の半分は一般会計を繰入れ、残りの半分以上を保険税改定で賄うような現行ルールは、平成30年度の広域化に向け考え直さないとイケないのでは。

答3 県が示した納付金を支払うために、見合った標準保険料率が示されるが、それ以下の税率にすれば、不足分について引き続き一般会計からの繰入れは続くので、平成30年度以降どうするか国民健康保険運営協議会で議論していく。

問4 国民健康保険の加入者は減っているのに、歳出の医療費はふえていることをどう考えているか。

答4 データヘルス計画は、レセプト(診療報酬明細書)の分析により、被保険者の現状から推察される内容からつくってあり、宝塚市の高齢化率は全国のほぼ平均並みなので、医療費も平均的になるべきところであるが、高めであればやはり生活習慣病重症化予防などが有効な対策と考えられる。

問5 特定健康診査等事業などの受診率を上げるような、健康増進に関する取り組み、努力は。

答5 今年度、県の国民健康保険団体連合会の制度を活用して、国保連に雇用されている保健師が、昨年は受診したが今年は受診していない人に電話で特定健診の受診勧奨をするなど地道に取り組んでいる。いままでは広く対象者に啓発することが多かったが、レセプトのデータや特定健診の結果を利用して、保健指導の効果の高い対象者を抽出して直接アプローチする取り組みを始めている。

問6 ジェネリック医薬品差額通知事業で、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上の対象者を特定し通知しているが、それによる効果は。

答6 平成27年2月から始めており、今までに4回通知を出したが、レセプト点検の結果、通知前のジェネリック医薬品使用率は54.1%であったものが1回目、2回目、3回目の通知後は各56.3%、57.4%、58.2%と、使用率が上がっている。また一月あたりの医療費削減効果額は、1回目、2回目、3回目と各170万円程度、320万円程度、420万円程度の効果が出ている。

論点 2 市民への影響について

<質疑の概要>

問1 今回の国民健康保険税改定に際し開かれた3回の国民健康保険運営協議会の審議において、社会保障としての国民健康保険制度のあり方や国保加入者の生活実態についての議論はどれだけされたのか。

答 1 具体的にそれについて掘り起こした議論はされなかったが、運営協議会の答申の中では、今回の見直しについて、よりいっそう被保険者の生活実態の把握に努めるということが記載されている。

問 2 宝塚市の保険税率は所得控除をせず課税されるので、保険税の上限額があるため国保税の値上げをすれば中低所得者に負担がいく。また均等割額も上がれば、家族の多い世帯ほど負担が重くなる。他市を見ると所得割率の高い自治体は収納率が低く、所得割率の低い自治体は収納率が高い。来年度の値上げによって、市民の負担はどうなると考えているのか。

答 2 市民の負担増は間違いない。ただ、各市町に比べ所得割は低いほうで、県からは、法定賦課限度額より低い設定の限度額や保険税率の長い据え置きが累積赤字の拡大につながっていると指摘されている。国保財政の健全化のために、値上げをお願いせざるを得ない。

問 3 インフルエンザが流行すると、医療給付費は 2 億円増加する。赤字の 1 億 3 千万円を賄うため保険税を改定してもどうにもならない。世帯所得が 150 万円で 4 人家族の場合の保険税は 312,400 円になる。これが社会保障と呼べるのか。第 5 次総合計画の中では、被保険者の負担軽減を図りながら国民健康保険事業の健全化を図る、とあったがこの大幅値上げとの整合性はどうか。

答 3 課税する段階で、低所得世帯に対しては 7 割、5 割、2 割の軽減が適用され、今年度は条例減免の対象者も拡大しており、丁寧な対応をしながら、一方で、財政健全化プランの答申にも将来を見据えると税率改定せざるを得ない状況とあり、国保財政の安定を図るという考え方は矛盾していない。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

討論 1 施政方針でもいのちを守るといのが一番にあり、地方自治体の任務のはずなのに、このままでは店をたたまないといけない商売人も、生活できなくて病院に行けなくなる人も、生活保護を受けざるを得ない人も出る。これは国庫負担を半分にした国の責任であり、国民健康保険制度を県に一元化しても問題は解決しない。安心して医療を受けられることは最低限の生活を送るため重要で、国民の権利である。国庫負担をふやすしか道はなく、憲法の要請である応能負担の原則に反する国保税の値上げには厳しく抗議する。

(賛成討論)

討論 2 健全化プランに基づいた改定であり、所得税割 12.6%という税率は、平成 27

年度の阪神8市平均の12.75%に比べても、まだ低い。とはいうものの保険者として課題は残っており、収納率は県下でも低く、医療費抑制もなかなかできず健康づくりの成果もまだまだである。国の負担も求めたいが、急に全ては実現しない。段階的に負担増を求め、今回の値上げは市民生活を考えると苦しいが、過去から低く据え置いてきた税率を県下、阪神間の標準に近づけるため税率改定は仕方ない。

討論3 財政が破たんするのでなんとかしようということだが、そうして生活が困窮して生活保護となれば、結局国の負担は増加する。値上げをした結果がどうなるかは心配。賛成せざるを得ないが、現実相当な問題を含んでおり、1年やってみて、一般財源を投入するなり、きっちり対応してもらって、何らかの方法を考えてもらいたい。

審査結果 可決（賛成多数 賛成6人、反対1人）

議案番号及び議案名

議案第28号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の制定について

議案第29号 宝塚市学校給食費調整基金条例の制定について

議案の概要

(議案第28号)

市立小学校、中学校及び特別支援学校で実施する学校給食に関し、市が保護者から直接学校給食費を徴収し、物資購入を行う公会計方式を、来年度から導入することにあわせて、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもの。

条例の主な内容は、学校給食の実施に関する市の実施責任を明確にするとともに、保護者が負担すべき学校給食費の額、その減額及び納期限といった給食費の管理に関する事項を定めるもの。

(議案第29号)

市が実施する学校給食に必要な物資の購入に関して、物価変動などによる費用額の増減を調整し、安定的な給食用物資の確保に資することを目的として、新たに基金を設置するため、条例を制定しようとするもの。

論 点 学校給食の公会計化に伴う教育委員会の責任と役割について

<質疑の概要>

問1 保護者の支払方法は今までと変わるのか。切り替わりの時に手続変更をお願いするのか。

答1 学校給食費は公会計化後も口座引き落としであるが、収納先が違うので、学校徴収金とは別口座になる。在校生と新入生を対象に口座振替の手続きを依頼する。

問2 滞納者への徴収方法、催促方法は変わるのか。

答2 公会計化前は各学校が独自で債権管理し督促告を送っていたが、公会計化後は公会計化前の債権も引き継いで徴収管理システムで一括管理し、統一の様式で督促告を行う。

問3 先生の滞納に関する事務は軽減されるのか。

答3 給食費については軽減されるが、学校徴収金は引き続き学校に残るので画期的な業務改善にはつながらない。ただし、先生の負担感は相当軽減されると思われる。

問4 学校給食費滞納に対するペナルティはあるのか。

答4 他市では給食停止といった例もあるが、学校給食は教育の一環なので、滞納に

対するペナルティはない。

問5 義務教育の一環で、給食の無償化という考えもあるが、公会計化によりその方向に進む可能性はあるのか。

答5 法によれば給食などの実費分は保護者負担であり、給食費は全体として8億円の事業なので今すぐ無償化は考えられない。

問6 かつて、給食費の中には食材費のみで光熱水費の負担は入っていなかったが、今は光熱水費として2円含まれている。どういう経緯で負担することになったか。

答6 庁内でも受益者負担の適正化について議論があり、教育委員会でも検討してきたが、新たな負担を保護者に求めるまで踏み切れなかった。しかし、自校炊飯を機に、委託炊飯費が不要となることで捻出して得た効果額に着目し、その一部を副食の充実につなげ、また一部を課題であった光熱水費として充てたものであり、新たな負担を保護者に求めることはしていない。

問7 効果額がでたのなら、給食費を下げたらよかったのでは。または、自校炊飯の拡大による効果額で光熱水費に充てる部分を2円から8円にするより、その分を安全な食材確保のため、食材の充実にあててほしいが。

答7 現在、学校給食の食材の安全性の確保に関しては、合成保存料や合成着色料、合成甘味料を使用していない食品、また国産品を使用することを原則としている。安全・安心な学校給食の提供を、今後も変わらず続けていく。

問8 滞納者に対し、個別面談のうえ就学援助制度を案内する等の配慮など、保護者に寄り添った対応はしっかりお願いしたいが、保護者との連携はどうしていくか。

答8 滞納額が多くなってくると、家庭の状況を知る必要があり、その部分は学校が一番身近であるので学級担任や学校長に事情を聞き、あとは戸別訪問で総合的に勘案し、必要な場合は就学援助を勧めるなり、無理のない分割納付をお願いするなど、家庭の状況に応じて対応する。

問9 学校給食会理事会が学校給食運営協議会になることで大幅に人員削減され、さまざまな代表者が学校給食のことを決めていたのが選ばれた数人に任せることになるが、これからはどのようにして幅広く意見を聞くのか。

答9 今までは学校給食費は私会計だったので各学校の保護者の代表や学校長が理事となり、総勢95人でお金の管理や予算・決算の審議をしていたが、公会計になると今後はそういう役割は市議会に移るので、その役割は終えた。あとは学校給食の充実に向けた協議・検討の場として、具体的に議論ができるような委員構成として22人が適切と判断した。

問10 4月から公会計化になる準備はできているのか。

答10 宝P協や関係団体への正式な依頼はまだできていない。立ち上げは6月くらいを想定しており、4月、5月は学校給食会の清算時期になるので、精算活動が終わった段階で平成27年度の報告と合わせて、目安は6月としている。

問11 現在食物アレルギー対応が幅広く行われているのは喜ばしいが、まだ栄養教諭が全校配置されておらず、担任や養護教諭が対応している学校は不安が大きい。栄養管理システムが導入されることについて、食物アレルギーはいのちに関わることであり、人間の目、機械の目とのダブル、トリプルチェックといった一層の安全対策の推進についてはどうか。

答11 今回導入する栄養管理システムの機能の一つに食物アレルギーの管理もあるが、システム導入によって、学校での管理方法の急激な変化によりミスが生じることもあり得るので、学校の中にある食物アレルギーの検討委員会で議論しながら慎重に進め、将来的にはしっかり管理できるようにしたい。

問12 学校給食の献立作成と地産地消の推進について、使用率が低いようであるが、どうしたら上げられるか。何が課題か。自校方式、各学校で直営でやっているというよさを全市民にとってのプラスにしてほしいが。

答12 自校炊飯が始まった時に、自校炊飯をモデル校として、宝塚産の野菜を使用するといった地産地消も同じく拡大しようと取り組み、現在年3回、7月、10月、及び12月の全校実施に至っている。ただ、全体使用量の数%にしか達していない。今後拡大のため、今年度生産者の中で学校給食部会を立ち上げ、栄養教諭も一堂に会した会議を持ち、西谷産野菜を使用する月は、担当栄養教諭と農政部局、生産者が協議し献立を作るようになった。また、全市一斉に行うこともハードルであったため、ブロックごとに実施したり、月々収穫される食材に合わせて毎月何らかの食材を使用した献立をつくって、徐々に使用量をふやすように取り組んでいる。

問13 総合教育の一環として学校給食が位置づけられているが、各学校で温度差がある。食育が教育のカリキュラムの中にきっちり入っているのか。

答13 学校給食は、学習指導要領では授業数としてのカウントはしないが、特別活動の一環として取り組むようになっている。各学校には食に関する指導の全体計画というものがあり、給食だけでなく各教科においてどう関連して取り組むかまとめている。例えば1年生の国語教材でお正月のおせち料理についてといったものなど、各学年ごと、各季節に応じて食に関わる教材に取り組んでいる。

ただ、中心は学校給食であり、栄養教諭が給食時間に解説するといったことが一番効果がある。ただ、栄養教諭がいる、いないなどの差が各学校によってある

ことは事実である。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	
議案第28号	可決（全員一致）
議案第29号	可決（全員一致）

平成28年第1回(3月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第56号 平成27年度宝塚市病院事業会計補正予算(第3号)

議案第58号 平成27年度宝塚市病院事業会計補正予算(第4号)

議案の概要

(議案第56号)

平成27年度宝塚市病院事業会計予算について、下記のとおり補正するもの。

(収益的収入及び支出)

病院事業費用の予定額 111億3,423万8千円(4千万円増額)

長期に安定した資金を確保するため一般会計から長期借入金5億5千万円を借入れしようとするもの。

(資本的収入及び支出)

資本的収入の予定額 5億6,978万円(8億円減額)

資本的支出の予定額 16億5,307万円(8億円減額)

(議案第58号)

平成27年度宝塚市病院事業会計予算について、下記のとおり補正するもの。

(収益的収入及び支出)

病院事業費用の予定額 112億533万5千円(7,109万7千円増額)

給与改定に伴う給与費の増額によるもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 一般会計から5億5千万円を長期借入し、行財政運営に関する重点取組項目では、さらに平成28年度に3億円、平成29年度に5億5千万円、平成30年度に3億円、合計17億円の貸付を一般会計から受ける方向となっている。なぜ借入れが必要なのか。

答1 現在は水道事業会計から13億円借入しており、残りは一時借入金でまかなっているので、今回5億5千万円を長期借入し一時借入金と置き換えることで、長期に安定した資金を確保するものである。

問2 水道事業会計から借りた13億円はどう返済するのか。

答2 2回に分けて借りており、6億円は平成30年度、7億円は平成31年に返済する。

問3 病院としては、どのような努力をして返済するのか。

答3 退職手当組合への超過負担が資金圧迫の原因であるため、一般会計にその解消に

ついて協力を依頼し、手元資金を得て、あるいは医業収益を確保して返済する。

問4 借り入れる、貸し付けるからにはしっかりした返済計画が必要。財政調整基金が50数億円など、基金総額が今現在116億円あるが、多大な資金が毎月の繰替運用や土地開発公社への貸付等で、12月末現在90億円弱が宝塚市全体としての資金繰りに使われている。そこへ総額17億円の病院事業への貸付金というのは、オール宝塚として財政を考えながら運営していかないといけないのでは。

答4 キャッシュ・フロー計算書にあるように、平成38年度以降でないとな返済が難しい状況であることは確認している。そうしたシミュレーションを見ながら、今後の状況で場合によれば返済の前倒しも考え、きっちり調整した上貸し付けを行っていく。

問5 まだ決まってはいるが、平成28年度、基準外の繰入として2億5千万円前後が繰入れされ、さらに病院事業会計貸付金として3億円を借り入れるのか。

答5 3億円の貸付金、退職手当組合の超過負担分についても反映させてキャッシュ・フローの計算をしている。退職手当組合という制度的な部分に基づいて負担してきたお金が、今年度も2億4千万円が持ち出しに、さらに過去から38億円が積みあがっている。医業収益は診療報酬という公定価格であるにも関わらず、倍以上の病院規模の負担金を支払ってきたことが病院経営を圧迫しているため、3億円の貸付も受け、超過支払分の基準外繰入も受ける。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果

議案第56号 可決（全員一致）

議案第58号 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第9号 放課後児童クラブにおける子どもの安心・安全な環境整備に関する請願

請願の概要

<請願の趣旨>

近年の待機児童問題の解消に向けて、民間事業者による放課後児童クラブの開設を進めていただき、学童保育を必要とする家庭にとって、心強い対策を行っていただいています。しかしながら、校区内への民間事業者の誘致が間に合っていない校区も発生しており、山手台小学校では来年度から2年間、臨時措置として2校区離れた長尾南小区的民間放課後児童クラブへ待機児童約30名を送迎する仕組みを導入予定と聞いています。受け皿を用意いただいたことは喜ぶべきことではあります。児童本人ひとりでは到底移動できない離れた場所であることから、育成会での滞在時間も短く、子どもたちが慌ただしい放課後を過ごすことになること、また送迎があったとしても長期休暇期間を含め、登下校に不安を感じる点が多々あり、安心して子どもたちを預けられる環境とは言い難い状況です。校区外の放課後児童クラブであれば、入所を辞退する予定との声も多く聞かれます。しかしそうすると、長期休暇期間、子どもたちは自宅でひとり長時間過ごさなければいけない可能性も高くなり、子どもたちも保護者も大きな不安を抱えています。

働く女性を応援する「女性活躍推進法」の4月制定を前に、校区に関わらず、すべての親が安心して働ける環境をつくるためには、何よりもその子どもたちが不安を抱えることなく、安心して放課後を過ごせる環境を整えていただくことに尽きます。待機解消に向けて定員数を増やすだけでなく、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境に配慮いただくことを希望いたします。

<請願の項目>

- 1 待機児童が発生している校区では、各校児童数や地域児童育成会入所希望数に見合う柔軟な定員の増設を含め、学校・地域に働きかけ、校内・校区内での放課後児童クラブ開設を早急に対応してください。
- 2 民間放課後児童クラブ新設の際は、公的助成のもと、保育の質を確保しつつ、校内の場合は、敷地面積に配慮し、全校生徒が安心・安全に過ごせる環境づくりを行ってください。
- 3 臨時措置である校区外民間放課後児童クラブへの入所を辞退した児童も、長期休暇中に安心して過ごせる居場所を確保できるよう、長期休暇臨時預かりの対象としていただけますよう、何卒ご検討ください。

<質疑の概要>

問1 請願の趣旨に、育成会での滞在時間が短いとあるが、長尾南小校区の民間放課後児童クラブにおいて滞在時間が30分しかないことがあるというのは本当か。

答1 (市当局) 下校時間が通常は午後5時であるが、冬季の11月から1月までは午後4時30分となり、6時間目が終わるのが午後3時30分頃、バスに40～45分頃に集合し、移動に10分かかると到着が午後3時55分となり、滞在時間が35分程度という時がある。

問2 下校時に1人になるケースがあるのか。

答2 (市当局) 原則は1人になるケースはないが、お稽古事などで早帰りを希望される場合、保護者責任のもと、そういったケースもある。具体的には個々のケースで、保護者との相談によって児童の安全を確保したうえで運用することになる。

問3 請願の項目で、校内・校区内での放課後児童クラブ開設を早急に対応してください、とあるが、2年後に山手台小学校の校庭内に地域児童育成会室が建設される予定となっている。どういう意味なのか。

答3 (紹介議員) 保護者説明会の時点では、2年後の地域児童育成会室建設の話はなかった。それでも、学童保育の時期は3年ということから考えれば、子どもにとっての2年は大きい。その期間を少しでも短くしてほしいという思いである。

問4 この2年間の待機児童解消に向けての動きというのは、どういうものか。

答4 (市当局) 今回の経緯は、山手台小学校の待機児童のため、校区内で民間放課後児童クラブを探したが、適切な物件がなかった。また、山手台小学校の児童増加で現在使用している地域児童育成会室を普通教室へ戻す必要が生じたため、育成会室を別途、校舎外へ建設することになった。そこで、平成30年4月に向け、直営と民間を併設したものを建設することとし、それまでの間、長尾南小学校の民間放課後児童クラブの定員にあきがあるため、バス運行も併せて委託する計画となった。

問5 請願項目の2に、保育の質を確保しつつ、とあるが具体的にどういう意味か。長尾南の民間放課後児童クラブについての山手台小学校の保護者への情報提供はきちんと行われたのか。

答5 (紹介議員) 山手台小学校には今まで民間放課後児童クラブがなかったため、新たに知らないところが保育をすること、しかも校区外であることが、地域児童育成会と同等の質が保てるかという不安材料であると思われる。

(市当局) 山手台小学校児童が2年間入所する「こころんクラブ長尾南」は、社会福祉法人千寿福祉会が経営しており、中山寺と山本で開設の実績がある。また、地域児童育成会と合同の職員研修も行っており、保育の質は確保できる。保護者への説明は、待機通知の中にこころんクラブの案内を入れており、説明会を今度の日曜日に運営法人が計画をしている。

問 6 請願項目 3 に、入所を辞退した児童も、長期休暇臨時預かりの対象としてほしいとあるが、入所辞退した生徒も夏休み中は休暇臨時預かりをお願いしたいということか。

答 6 (紹介議員) 辞退したのは、隣接する小学校区ではなく、1つ飛び越えた小学校区へ行くという臨時措置だったため、また普段は放課後児童クラブでの滞在時間が短く、塾や習い事で放課後の時間をなんとか埋めることで入所を控えたためであった。しかし、長期休暇中は朝からずっと時間を埋めることは無理で、大人の目の届く安心できる居場所が必要になってくる。遠くても放課後児童クラブでの滞在時間が長いのであれば、その間だけでも入所したいということである。

問 7 長期休暇臨時預かりの設置目的は。また、山手台小学校で実施したことはあるか。

答 7 (市当局) 放課後児童健全育成事業の趣旨は、年間を通じた保護者の就労等による子どもの居場所の確保であり、夏休みのみの利用というのは別のニーズであるため、別の市単独の事業として全市的に考えないといけない。現在行っている長期休暇臨時預かりは、民間放課後児童クラブも確保できず待機児童となっている場合に、夏休みのみ実施しており、山手台小学校では平成 26 年度と 27 年度に待機児童が発生し、民間放課後児童クラブも確保できなかったため実施した。来年度は民間放課後児童クラブを整備するため、定員を超えない限り実施しない。

問 8 長尾南の民間放課後児童クラブでは、夏休みも一日中室内で過ごすことになるのか。

答 8 (市当局) 事業者でこれから詰めることになるが、現在ころんクラブで実施しているのは、近くの公園へ出かけたり、行事の際は他施設へ行くこともある。ころんクラブ長尾南の場合は、今後学校と調整し長尾南小学校の校庭の利用も考えている。

問 9 12 月定例会での審議の際は、待機児童数の見込みはゼロではなかったか。

答 9 (市当局) 今回平成 28 年度の早期受付の結果、待機児童数の見込みが 60 人となったが、12 月の際は低学年の待機児童数はゼロで、4 年生以上は 52 人としていたのでほぼ見込みどおりである。

問 10 隣接する山手台中学校など、校区内でほかに設置を検討した案はなかったか。

答 10 (市当局) 隣の校区の中山五月台小学校の地域児童育成会の余裕定員は 18 人で、山手台小学校の計画上の待機児童数は 28 人であったため現状のままでは無理で、支援の単位をふやすなど経費の問題がある。一方、長尾南小学校区の民間放課後児童クラブは現在のあき定員を利用するので経費は不要である。

問 1 1 経費を余分にかけても対応するべきであり、いろんな選択肢の中から当該保護者に選択してもらったのか。

答 1 1 (市当局) 案は市の計画の中での考え方であり、保護者に選択してもらってはいない。校区内で民間放課後児童クラブをつくることを一番に目指していたが、それができなかったので学校内に新しい施設を建設することになり、たとえ 2 年間でも近くでできる場所があれば、その場所を活用して恒久的にやれたのだが、それがなかったため他に選択肢はなかった。

問 1 2 バスでの移動の際の安全性について、責任はどうなるのか。また、徒歩で通う場合に、けが等をした場合の補償はどうなるのか。

答 1 2 (市当局) 集合してバスに乗せる、またバス到着後にこころんクラブまで連れて行くのはこころんクラブのスタッフが責任を持って、またバスの移動中はこころんクラブがバスの運転業務を受託しているので事業者として責任を持つ。民間放課後児童クラブや地域児童育成会に徒歩で通所する場合は、責任と補償と 2 つ考えられるが、保護者の責任での通所、補償については保険の種類は事業者によって異なるが、必ず加入していただくことになっている。

問 1 3 山手台小学校において校舎の増築事業がかつてあったが、当時に地域児童育成会をあき教室に設けるのではなく、専用室を建てておくべきだったと思うが。

答 1 3 (市当局) かつて校舎を増築する前も教室不足の状況が起こりかけて、今回と同じ位置に専用室を建てる実施計画を要求したが、児童数見込から校舎を増築することでしばらく専用室をつくる必要はないと先延ばしになった。

問 1 4 山手台地区は市内でも特別の人口急増地区であり子育て世帯も多い。そこで子育ての困難にぶつかっている。人口減少時代であり、まちづくりの上でも、子育て支援は一番やらないといけない行政の役割だと、市は認識するべきでは。

答 1 4 (紹介議員) 定住して仕事しようとする人もふえており、子どものいる家庭を呼び込むには、子育て支援に力をいれていくべき。また請願の趣旨に、校区に関わらず、すべての親が安心して働ける環境をつくるために、とあるが、請願者は市内のどこに住居を構えても安心して子育てができるよという願いであり、校区が違うだけで大きな差があるようなことはあってはいけない。

問 1 5 隣接の中山五月台小学校には余裕教室がある。山手台小学校地域児童育成会の待機児童対策として、そのあき教室を利用するという案はなかったのか。

答 1 5 (紹介議員) 宝塚市の地域児童育成会は学校内で行うという特徴がある。私も中山五月台小学校のあき教室活用という案を検討し議論してほしかったが、その段階は今は過ぎてしまっているし、請願項目とは違ってくる。

問 1 6 バスに集合して行くとのことだが、学年によって下校時間が違うように、子どもによってばらばらなのは当たり前。集合時間に間に合わせようとするのは子どもにとって負担であり、それについて学校側へ配慮の申し入れや連携は。

答 1 6 初めての事例であるので、学校側とは打ち合わせしていかないといけない。これから調整して、保護者にも協力いただいて担任へ子どもの状況を伝えてもらったり、市も学校へ情報提供をするなど、連携をとってやっていきたい。

問 1 7 長期休暇中のバスの運行は午前、午後とも 1 便だが、保護者の声を聞くとそれだけでは物足りず、もう少し対応できないか。例えば午後にもう 1 便ふやせないか。保護者の声を聞けていないというのが、この請願からすごく感じるが。

答 1 7 午前にもう 1 便ふやすことは検討に入っているが、帰りの便については経費の問題もある。入所者の要望を聞いて、実現できるかわからないが、事業者に検討をお願いしたいとは思っている。

自由討議

委員 A この請願の請願者の意図はよく理解できるし、校区外の民間放課後児童クラブということで、保護者の不安もよく理解できる。市の説明ももっとあればよかった。ただ、市内では校区内でも遠い民間放課後児童クラブに通っている子もおり、請願項目 3 は山手台小学校の児童に限定されているため、扱いに違いがあるのはどうか。議会としてここだけ認めるような判断をすることは、全体として整合性がとれないのでは。

委員 B 今回のように校区外の民間放課後児童クラブというのは本当にやむを得ない措置であり、本来は地域児童育成会は学校内で、定員をふやしたらよいと考えるが、民間放課後児童クラブが新設されている経緯を否定するものでもない。項目 1 は、あくまでも今は特にこの地域の問題として出されていて、項目 2 は、民間放課後児童クラブをつくる際は同じ宝塚の子どもがどこにいこうが最低限保育の質が落ちないようにということで、長尾南小校区へ行くことになった過程に疑問もあり、バスという不安要素もあることなので、それは今日の議論を生かしてしっかり対応してほしいと思うし、趣旨は市全体の問題として考えている。項目 3 は、過去にないバス送迎というあくまで異例な措置の中で不安がられているので、議会として採択することに問題はないと考える。請願項目の中身について議論するべき。

委員 C 項目 3 に違和感を感じるということの理解はするが、心配事は方向性を整理して改善していかないと、校区内でも 20 分も 30 分も歩いていかないといけない状態を放置していいということでもない。今回臨時措置である部分に限定さ

れていて、校区内で通っている児童とは状況が違う、バスで2つも校区の離れた民間放課後児童クラブへ行く、新たな特別な事情があることへの対応であるから、項目3について判断しないということにはならない。

委員A 臨時措置であり、2年間だけの措置であるので、今後ずっと続くのであれば市内の整合性について考えないといけませんが、理解した。

討 論 なし

審 査 結 果 採択（全員一致）